

北海道PCB廃棄物処理事業 監視円卓会議だより

平成25年12月
第30号

北海道及び室蘭市では、日本環境安全事業(株) (JESCO) が室蘭市仲町で操業を行っている北海道PCB廃棄物処理事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。

今回は、11月に開催されました第30回監視円卓会議で説明のあった増設施設の運転状況や今後のPCB廃棄物の処理促進策(案)などについて、お知らせします。

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議(第30回)

平成25年11月15日、PCB処理情報センターにおいて、第30回監視円卓会議を開催しました。

会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計9名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、登別市、伊達市、JESCOなど関係者が出席し、北海道事業所の稼働状況のほか、トラブル事象、9月に稼働開始した増設施設の状況、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会で示された「今後のPCB廃棄物の処理促進策(案)」などの説明を行い、これらに関する意見交換が行われました。

【会議の概要】

1 第29回監視円卓会議議事録について

平成25年7月31日に開催された第29回監視円卓会議の議事録が承認されました。

2 北海道事業の進捗状況等について

JESCOから、増設施設等の運転状況やトラブル事象、秋期総合防災訓練、活性炭層実証試験の検討状況の説明がありました。

3 環境モニタリング測定結果等について

事務局から環境モニタリングの測定結果、立入検査の実施状況について報告がありました。

4 今後のPCB廃棄物の処理促進策について

環境省から、11月5日に開催された第10回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会で示された「今後のPCB廃棄物の処理促進策(案)」について説明がありました。



会議の様子

主な報告事項

処理の進捗状況について

平成25年10月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設	トランス類		コンデンサ類	
	登録数	処理台数(%)	登録数	処理台数(%)
	4,153台	2,809台(67.6%)	56,548台	32,504台(57.5%)

注) 登録数：平成25年10月末現在。 処理台数：試運転物を含む抜油ベース。

増設施設 (プラズマ処理)	安定器	小型電気機器	感圧複写紙	その他
	90,829 kg(802 缶)	6,439 kg(105 缶)	444 kg(9 缶)	503 kg(5 缶)

注) 9月の操業開始からの処理量で容器缶、塩基度調整剤重量を含む。()内は、詰め替えた容器缶の数量。

増設施設について

増設施設については、試運転を経て8月30日（金）に道から特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更許可を受けて、9月9日（月）から安定器などPCB汚染物を受入れ、11日（水）からプラズマ溶融分解炉での本格処理を開始しました。

試運転中、本格稼働後の排出源等のモニタリング結果においても、大きな変化はなく、全て排出管理目標値を下回る数値となっています。

増設施設の排出源モニタリング結果（6～9月）

排気（1系プラズマ炉、2系プラズマ炉、換気空調設備、分析設備）

ばいじん： $<0.004\text{g}/\text{Nm}^3$ （排出管理目標値 $0.15\text{g}/\text{Nm}^3$ ）
硫黄酸化物： $0.0017\sim 0.016$ （排出管理目標値 3.2 （K値））
窒素酸化物： $65\sim 100\text{cm}^3/\text{Nm}^3$ （排出管理目標値 $250\text{cm}^3/\text{Nm}^3$ ）
塩化水素： $<3\sim 7.8\text{mg}/\text{Nm}^3$ （排出管理目標値 $700\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）
P C B： $0\sim 0.000013\text{mg}/\text{Nm}^3$ （排出管理目標値 $0.01\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）
ダイオキシン類： $0\sim 0.0010\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ （排出管理目標値 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ ）



PCB 汚染物の初搬入（9/9）



操業式（10/9）

トラブル事象について

前回の会議以降、10月30日（水）に増設施設において、トラブル事象が1件発生しました。このトラブルによる環境中へのPCB等の漏洩はありませんが、地域住民や保管事業者等に不安感を与える事象として「区分」に該当するもので、JESCOでは直ちに処理作業を中断して、再発防止策の検討、作業方法等の改善を行っています。なお、7月から10月までの不具合事象（部品交換に伴う事象及び復旧作業に伴い数日程度設備が停止した事象）は25件、不具合事象未満（一過性の事象及び設備停止が1日程度若しくは無かった事象）は、41件でした。

【トラブル事象の概要】

スラグ受容器外（スラグ受容器パン）への出滓（区分）

概要 増設施設のプラズマ溶融分解炉（1系）において、炉からスラグを出滓する際に、スラグ受容器パンにあるはずのスラグを受ける容器（スラグ受容器）がセットされていないため、これが無いことに気付かず、スラグを受容器パンに出滓した。

原因 主たる原因は、作業員が受容器パンにスラグ受容器のセットを忘れたことであるが、出滓するまでの間、作業員や運転員が覗き窓や監視モニタで確認する機会があったが、その確認が不十分であったため、出滓するまで気付かなかった。

対策 スラグ受容器が出滓口にあることが明確に分かるよう覗き窓に投光器を設置、作業員は受容器パンへのスラグ受容器のセット作業及び出滓口での覗き窓からの確認は必ず2人で行い、運転員に報告する。運転員は、作業員からの報告を受け、チェックシートに記載、確認し、中央制御室の監視モニタで出滓口を再度確認し、出滓操作を行うこととして作業要領書を改定し、作業員、運転員に教育した。

総合防災訓練の実施について

4月の増設施設に続き、当初施設においても9月9日に地震・火災等を想定した総合防災訓練を実施しました。訓練は、避難誘導、通報連絡、設備点検、消火活動、負傷者の救助と除染、搬送など室蘭市消防本部の協力のもと約150名が参加して、滞りなく無事行われましたが、JESCOから消防本部への情報伝達方法や見学者ホールにいる避難者への情報提供など一部反省事項もあり、今後、これらを改善し、万が一の時の対応に備えていくこととしています。



総合防災訓練の様子

今後のPCB廃棄物の処理促進策について

10月25日に環境省から道と室蘭市に検討要請のありました国の処理基本計画見直し案に関して、11月5日に開催された「第10回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」で示された今後の処理促進策（案）について、環境省から1日でも早く日本全体のPCBを処理するため、JESCO各事業所の能力を最大限活用した処理体制の構築を図り、安全操業を第一とした計画的かつ早期処理が行

われるよう取り組んでいきたいと説明がありました。

なお、検討委員会の配布資料や議事録などは、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/poly/conf/tekisei.html>）に掲載されています。

【北海道事業所関係部分】

- ・「東京事業所から発生する二次廃棄物の一部」と「東京事業の事業対象地域に保管されている安定器等・汚染物（一部の小型電気機器を除く。）」の北海道事業所による処理
- ・「北海道事業所での処理が困難な特殊コンデンサ、大型トランスの一部」の東京、大阪事業所による処理
- ・北海道事業所での処理期限を平成37年度末まで延長

委員からの主な質問と意見

（増設施設関係）

（質問）委員

増設施設から出る固形物は、どういう成分か。

（回答）JESCO

プラズマ溶融分解炉の排気処理工程のバグフィルタで排気中の重金属が固化して捕捉される物で、これに含まれる鉛、亜鉛といった重金属を再資源化できないかと検討していた。

再資源化業者は、金属精錬を行って金属を取り出し、有価物として払い出します。

（質問）委員

精錬によって再利用できない物があると思うが、最終的に安全に処理できるのか。

（回答）JESCO

再資源化業者では、有価物以外の残渣（スラグ）をセメント材料などとして払い出している。

契約の際に、本社で再資源化業者に出向いて確認しており、また、北海道事業所としても、払出し時に確認する予定です。

（今後の処理促進策関係）

（意見）委員

東京事業地域の安定器等の室蘭での処理には反対、東京事業地域に整備すべきである。当初施設、増設施設を整備する際、安全だからうまくいくという形で説明された。今になってうまくいかないからと言われても賛成できない。

以前の会議で、当時の進捗では期限内に終わらないと指摘したが、問題にされなかった。その時に把握していたはず。対応の仕方に甚だ納得できない。

（意見）委員

当初、北海道内分だけを処理するということがあったものが、15県に拡大するという話が上がった際、反対の意見が出た。

本来、発生したところでの処理が原則で、今回の国の説明は、一見合理的にはなっている。

元々PCBを処理しなければならないということでは一致しているが、最初の約束、その後の経過の約束、説明内容が次から次に五月雨的にずれてきたことに対して反省が聞こえない。

把握していないPCB廃棄物が相当量あること

に対し、未だ解決しておらず、国の提案内容にこれらが反映されているのか。これらも含めて提案されるのであれば、安全にやっていくということで納得できるのであれば反対しないが、今までの経過がそうではないので、その辺りをしっかりしてもらいたい。

掘り起こし調査の努力は認めるが、これだけでは不十分、アンケートではなく、実際に出向いて調査することも必要である。本当に期限どおりに処理できるのか。東京事業所の安定器処理が停止している理由も理解できない。

（意見）委員

首都圏のものを、危険があるから地方へ移そうという画策があるのではないかと感じる。

東京事業地域に施設を整備すべきだ。

（質問）委員

東京の4300tを持ってくるとしているが、これは現在把握している数量か。

（回答）環境省

法で届出されている数量から集計しています。

（質問）委員長

道内にあるPCB使用蛍光灯安定器は、全量把握されているのか。

（回答）北海道

廃棄物として届出がある物や届出のある所で使用している物は道で把握しています。

従って廃棄物を保管していないで、使用中の物だけあるという事業所については、把握していません。

（意見）委員長

そういう物が全国的にまだあり、そういう物を考慮して、促進策案で条約期限（平成40年）までに全量処理できるかどうかということに懸念を持っている。

北海道事業所は、現在、把握していない物が出てくれば、現在の期限では終わらないので、期限が延びるということによる促進の考え方もう一つは、1道15県から対象地域が、さらに増えてくるということであれば、地元に対して環境省だけではなく、首都圏の自治体が道、市に対して依頼などをされるべきではないかということについて、どのように考えているのか。

また、広域協議会について、今後、促進策が導入された場合、枠組みが、どのようになるのかということについて、しかるべき時に市などの関係者にお伝えいただければと思います。

(回答) 環境省

国の案が、今までと約束が違っているというご指摘に対しては、率直にその通りで国として申し訳ありません。

当初の計画は、見込みが甘かったために、このようなことになっているのも事実で、見込みの甘さについては、世界で試みのない大規模で安全な化学工場にトライをし、一つ一つ技術的な課題を克服し、特に安全な作業環境を確保することが重要であったため、時間を要したというように認識しています。計画をきちんとできるのかという心配、疑念に対して技術の問題については、ほぼ解決したと思っています。

今後の問題は、現在、保有している人が計画的に協力してJESCOに搬入することであり、使用中の物をしっかり把握し期限までに搬出することを行政としてしっかりやっていくことです。

また、危険だから東京のものを地方へ持って行くのではという指摘については、ことPCB安定器に関してはそうではなく、東京事業所は、都内の小学校の安定器事故を受けて、安定器を早期に処理する必要があったことから、早い時期にトランスやコンデンサと一緒に処理できる施設として整備しましたが、予想していた物に

比べ様々な物があり、処理が困難な物が搬入されてきました。施設の改良を重ね処理を試みましたが、技術的限界により無理という評価となりました。

皆様のご意見、ご質問いただいた部分については、国として誠心誠意お応えし、対策が求められる部分については、これから対策を強化していきたいと思っています。

(意見) 委員

東京事業所で、安定器等の処理ができなくなったということは分かったが、だから東京のものを北海道で処理するという事は別の問題。

東京、大阪、名古屋の大きな工場が集中しているところには、新たな処理施設を整備すべき。

(意見) 委員長

東京事業所地域の分をどうするかということについては、監視円卓会議の性格としては、北海道事業所でPCBが漏れないよう、作業員の健康問題が無いようにということが我々の役割である。最終的には室蘭市、近隣市町の方々が判断することになると思うが、前提として我々は、今行われていることが適正に行われるよう、今後ともJESCOで努力していただきたい。

その上で、監視円卓会議の委員長としては、道、室蘭市、環境省にお願いしたいのは、室蘭市民を含めて道民に処理の対象物が拡大されることを理解していただけるような努力を重ねていただきたい。

国からの検討要請について、意見を募集します。

2ページの「今後のPCB廃棄物の処理促進策について」でも掲載しておりますが、10月25日に道と室蘭市に環境省から処理基本計画の見直し案について、検討要請がありました。これを受けて道と市では、皆さまからのご意見を募集しております。住所、氏名、意見を記入のうえ、郵便、FAX、Eメールなどで下記のいずれかまでお寄せください。

- (送付先)
- ・北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 (〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目)
FAX: 011-232-4970 Eメール: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp
 - ・室蘭市経済部産業振興課 (〒051-8511 室蘭市幸町1番2号)
FAX: 0143-25-2478 Eメール: kohgyo@city.muroran.lg.jp
 - ・室蘭市生活環境部環境課 (〒051-0001 室蘭市御崎町1丁目75番7号)
FAX: 0143-22-7148 Eメール: kanky@city.muroran.lg.jp

PCB廃棄物処理事業に関するお問い合わせ



日本環境安全事業株式会社 北海道事業所

〒050-0087 室蘭市仲町14番地7 電話: 0143-22-3111 (代表) FAX: 0143-22-3001

PCB処理情報センター (開館日 月~金 9:00~16:30 (土日祝・年末年始休館))

〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8 電話: 0143-23-7015

ホームページ: <http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html>

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ



北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話: 011-231-4111 (内線 24-323) FAX: 011-232-4970

E-mail: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp

ホームページ: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.htm

室蘭市生活環境部環境課

〒051-0001 室蘭市御崎町1丁目75番7号 電話: 0143-22-1481 FAX: 0143-22-7148

E-mail: kanky@city.muroran.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcbjigy.html>

「監視円卓会議だより」や監視円卓会議の会議資料は、北海道及び室蘭市のホームページでご覧いただけます。また、この「監視円卓会議だより」は、室蘭市の各サービスセンターでも配布しております。